

京都府教育情報ネットワークシステム(京都みらいネット) に関する情報セキュリティ実施手順

1 目的

この手順は、京都府総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が所管する京都府教育情報ネットワークシステム（以下「京都みらいネット」という。）について、「京都府情報セキュリティ基本方針」並びに「京都府情報セキュリティ対策基準」の規定を具体的に適用し実行するための手順を定めることにより、京都みらいネットの情報セキュリティを確保することを目的とする。

2 体制及び役割

(1) 京都みらいネットの情報システム管理者（以下「管理者」という。）は、総合教育センター所長とする。

(2) 管理者は、京都みらいネットの情報セキュリティ対策に関する権限と責任を有する。

また、管理者は、次に掲げる事務を総合教育センターの職員に担当させることができる。

- ア 京都みらいネットが稼動するサーバ等の管理
- イ 京都みらいネット専用端末及び専用ネットワーク機器の管理
- ウ 京都みらいネットのプログラムの管理
- エ 京都みらいネットのデータ管理
- オ 京都みらいネットの運用に必要な書類の保管
- カ 京都みらいネットの利用者の認証に関する事務
- キ 京都みらいネットの稼動状況の監視
- ク コンピュータウイルスや不正アクセスに関する情報の収集
- ケ 京都みらいネットの情報資産への侵害発生時の緊急対応
- コ その他、京都みらいネットの情報セキュリティの確保に資すること

(3) 情報セキュリティ責任者

ア 京都みらいネットを利用する各課（室）及び教育局並びに教育機関の情報セキュリティ責任者（以下「責任者」という。）は、各所属の長とする。

イ 責任者は、各所属において、本実施手順を遵守するよう、少なくとも年度当初に1回は、京都みらいネットの情報セキュリティ対策を図る上で守るべき内容に関する研修を開催したり、年度途中の転入者や採用者への説明を適宜行ったりするなど、全職員に指導を徹底するための必要な措置を講じなければならない。

ウ 責任者は管理者から指示があった場合、コンピュータウイルスに感染した端末のネットワーク切断や教育機関内の情報システムの通信記録調査など、セキュリティ対策上必要な措置を講じなければならない。

エ 責任者は、外部から不正アクセスを受けた場合、あるいは受けたと思われる場合は、ただちに管理者に報告するものとする。

オ 責任者は、所属職員の中からネットワーク担当者（以下「担当者」という。）を選任し、管理者に報告するものとする。

カ 担当者は、責任者を補佐し、各教育機関における情報セキュリティの維持について、必要な措置を講じるものとする。

キ 責任者は、担当者を変更した場合は、管理者にその内容を報告するものとする。

(4) 京都みらいネットを利用する者（以下「利用者」という。）は、「京都府教育情報ネットワークシステム利用規程」第2条で定める者とする。

3 物理的セキュリティ対策

（サーバ等の設置場所）

(1) 京都みらいネットで使用するサーバ及びその周辺機器は、西日本電信電話株式会社京都支店

- (以下「NTT三条局」という。)のサーバ室及び京都府庁第2号館の電子計算機室に設置する。
- (2) サーバ室等の入退室管理は、NTT三条局についてはNTTが定める入退室規定に、京都府庁第2号館については企画参事(IT推進担当)が定める電子計算機室入退室管理要領による。

4 人的セキュリティ対策

(利用者の責任)

- (1) 利用者は、本実施手順を遵守しなければならない。
- (2) 利用者は、パスワード等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ア 管理者の交付したパスワードを変更する場合は、6文字以上とし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとする。
- イ 禁止事項
- (ア) パスワードの公開又は照会に応じること。
- (イ) 他利用者のパスワードやユーザー名を利用すること。
- (ウ) 京都みらいネットを通して知り得た情報資産の漏洩
- (3) 利用者は、業務上やむを得ず記録媒体を持ち出す場合、責任者の許可を得るとともに、対策基準に定める「記録媒体持ち出し管理簿」に記入する。
- (4) 重要な情報資産を記録した記録媒体は施錠可能な保管棚などに保管する。
- (5) 不要となったデータは、その記録媒体に適した次に示す方法で完全に消去するとともに、消去及び廃棄を行った日時、処理者及び処理内容を対策基準に定める「記録媒体処理簿」に記録する。
- ア 記録媒体の破壊
- イ データ消去ソフトによる元データと無関係なデータの複数回の上書き

5 技術的セキュリティ対策

(アクセス記録の取得等)

- (1) 管理者は、アクセス記録(端末操作日時、操作端末、ユーザーID、操作内容等)を記録し、1年以上保存する。

(アクセス制御)

- (2) 利用者の認証はユーザ名及びパスワードにより行う。
- (3) 京都みらいネットの管理者権限の行使は、管理者の指名した総合教育センターの職員及び運用保守受託事業者のみが行う。

(外部ネットワークとの接続)

- (4) 京都みらいネットと府以外の機関の情報システム(以下「外部ネットワーク」という。)との接続に当たっては、管理者は、次の事項を実施する。
- ア 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や認証、論理的なネットワークの分割等の適切な運用を行う。
- イ 京都みらいネット利用者の認証はパスワードにより行う。

(京都みらいネット運用に必要な書類の保管等)

- (5) 管理者は次の書類を保管しなければならない。
- システム構造図、ネットワーク体系図、IPアドレス管理簿、システム設計書、操作手引書、その他京都みらいネットの運用に必要な書類
- (6) 前項の書類の保管場所は、総合教育センターとする。
- (7) 京都みらいネットで使用するソフトウェアの設定を変更した場合は、当該変更作業を行った事業者から作業報告書を徴し、時系列のファイルにまとめ、総合教育センターにおいて厳重に保管する。

(セキュリティ情報の収集)

- (8) 管理者は、「京都府教育情報ポータルサイト」に掲げる代表的なセキュリティに関するホームページ等を随時閲覧するなど、コンピュータウイルスや不正アクセスに関する最新の情報を収集する。

6 運用及び緊急時におけるセキュリティ対策

(情報システムの監視)

- (1) 管理者は、ネットワーク侵入監視装置を設置し、厳重な監視を行う。

(緊急時対応計画等)

- (2) 管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、緊急時対応計画を別に定める。

7 評価・見直し

管理者は、この実施手順を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に検証し、その結果を京都府教育庁 I T 推進本部に報告する。

附 則

この実施手順は平成 16 年度 5 月 14 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日 所管変更に伴い一部改正